

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		
国際戦略総合特別区域の名称			1				
特定国際戦略事業の内容			2				
資産区分	種類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	指定法人の指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取得年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額 (9)－(10)	11					
法人税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額 (11)の合計			12	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	21	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			13		当期税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22	
(12)のうち建物及びその附属設備並びに構築物以外の資産に係る額 (12)－(13)			14				
(12)のうち(6)が令和6年3月31日以前であるものに係る額			15		当期税額控除可能額 (20)と(22)のうち少ない金額	23	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			16				
(15)のうち建物及びその附属設備並びに構築物以外の資産に係る額 (15)－(16)			17		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	24	
税額控除限度額の計算	$((13) - (16)) \times \frac{4}{100} + ((14) - (17)) \times \frac{8}{100}$	18					
	$(16) \times \frac{5}{100} + (17) \times \frac{10}{100}$	19			法人税額の特別控除額 (23)－(24)	25	
	税額控除限度額 (18)＋(19)	20					
機械設備等の概要							

別表六十八
令七・四・一以後終了事業年度分